

## 「ボランティア・サポート・プログラム」協定書

「ボランティア・サポート・プログラム」の活動について、みかど産業株式会社（以下「実施団体」という。）と 国土交通省 福岡国道事務所（以下「福岡国道事務所」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、実施団体と道路管理者が協力して道路の清掃等活動を行い、地域の共有財産である道路への愛着心を深めるとともに、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的とする。

### （実施区間）

第2条 本協定に基づく、管理を行う区間（以下「実施区間」という。）は次の区間とし、別添図のとおりとする。

路線名 一般国道3号

区 間 福岡市博多区立花寺1丁目（立花寺北交差点）82k150 から  
大野城市御笠川6丁目（御笠川6丁目交差点）86k530 までL=4.3km

### （実施期間）

第3条 本協定に基づく管理を行う期間（以下「実施期間」という。）は、協定締結日から実施期間が存続する期間までとする。

なお、工事の発注やその他の事由により、実施期間中における本協定の内容の履行が困難となった場合には、実施期間について、両者において別途協議する。

### （責任分担）

第4条 1. 実施団体は、歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業を行う。

また、福岡国道事務所と連絡調整を行う。

2. 福岡国道事務所は、実施団体に対し清掃用具等を必要に応じて支給（貸与）する。

3. 活動の対価としての金品等の拠出は、理由や名目を問わず行わないのとする。

なお、詳細については別途確認書で定める。

### （道路の情報提供）

第5条 実施団体は、実施区間内の道路及び道路付属物等の変状や著しい交通渋滞などの道路情報について、異常に気が付いた場合は、福岡国道事務所に連絡するものとする。

(活動中の事故等)

第6条 実施団体による「ボランティア・サポート・プログラム」活動中の事故、及び第三者との紛議については、実施団体の責任とする。

(協定の終了及び解除)

第7条 1. 実施団体が協定期間中に協定の解除を申し出たとき、協定若しくはこれに基づく確認書に規定する責任を果たしていないとき又は実施団体としてふさわしくないと認められるときは、福岡国道事務所は協定を解除することができる。

(疑義の処理)

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、両者で協議して定める。

以上、協定の証として本書2通を作成し、両者各々記名捺印し、各自1通を保有する。

平成22年 6月23日

住所 福岡市博多区金の隈2丁目1番5号

氏名 みかど産業株式会社

代表取締役社長 三木 和夫



住所 福岡市東区名島3丁目24-10

氏名 国土交通省

福岡国道事務所長 山本 悟司

